

豊田市
設計変更ガイドライン (建築)

令和5年10月

豊田市 総務部 技術管理課

豊田市 設計変更ガイドライン（建築）

目次

I. 本ガイドラインの位置づけ	P.3
II. 設計変更ガイドライン	P.4~28
III. 工事一時中止ガイドライン	P.29~42
IV. 関連資料	P.43~45

I .本ガイドラインの位置づけ

本市では、設計変更については「豊田市工事請負契約約款」においてその手続を定め、また、「設計変更事務取扱要領」において設計変更及びこれに伴う契約変更の取扱いについて必要な事項（変更理由、変更の範囲、手続及び様式）を定めている。

「豊田市設計変更ガイドライン（建築）」は、設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続きの流れ等をまとめ、これを発注者・受注者の共通の目安とすることにより、設計変更が適切に実施されることを目的とし、策定したものである。

Ⅱ.設計変更ガイドライン

1. 設計変更ガイドライン 策定の背景

2. 用語の定義

3. 設計変更に関する留意事項

4. 設計変更が不可能なケース

5. 設計変更が可能なケース

- ◆豊田市工事請負契約約款第18条
(条件変更等)に該当
- ◆豊田市工事請負契約約款第19条
(設計図書の変更)に該当
- ◆豊田市工事請負契約約款第20条
(工事の中止)に該当

6. 設計変更事務取扱要領

7. 工事中止の場合の手続き

8. 受注者からの請求による 工期の延長

9. 発注者からの請求による 工期の短縮

10. 設計変更手続フロー

11. 条件変更手続フロー

12. 関連事項

- ◆仮設・施工方法等の「指定」・「任意」について

1. 設計変更ガイドライン策定の背景

◆ 工事請負契約の原則

- 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事における請負契約の当事者が**各々の対等な立場**における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するように配慮されなければならない。（公共工事の品質確保の促進に関する法律第3条第8項を参照）
- 発注者及び受注者は、この**約款に基づき**、別冊の設計図書に従い、日本国の法令を遵守し、**この契約を履行しなければならない**。（契約約款第1条を参照）

◆ 建築工事の特徴

- 建築物は、不特定多数の利用者や施設管理者等の様々な要望を総合的に勘案し設計された**一品受注生産**である目的物を、**多種多様な自然・社会・環境条件の下において生産する**という特殊性を有している。
- 工事の進捗と共に、**当初発注時に予見できない**施工条件や環境の変化などが起こり得る。

◆ 設計変更ガイドラインの策定

設計変更に係る業務の円滑化を図るためには、発注者と受注者がともに、**設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続の流れ等**について十分理解しておく必要があることから、設計変更ガイドラインを策定する。なお、設計変更ガイドラインは、**一般的な考え方**を示すものである。

2. 用語の定義

◆設計変更ガイドラインにおいて用いる用語を以下に定義する

- 「**設計変更**」とは、契約約款第18条又は第19条の規定により図面または仕様書を変更することとなる場合において、契約変更の手続の前に当該変更の内容をあらかじめ発注者が受注者に指示することをいう。
- 「**契約変更**」とは、契約約款第24条又は第25条の規定により協議し、工期又は契約金額の変更の契約を締結することをいう。
- 「**契約変更の手続**」は、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。ただし、設計変更事務取扱要領の第6条第1項に該当する設計変更の場合は、工期の末までに行うことができるものとする。

3. 設計変更に関する留意事項

◆受注者の留意事項

- 受注者は、契約約款第18条第1項に該当する事項等を発見したときは、その事実が確認できる資料を書面により監督員に通知し、確認を求める。
- 受注者は、設計図書等に疑義が生じた際には、監督員と協議を行う。発注者は、受注者の意見を聴いたうえで、協議の内容によっては各種検討・関係機関調整が必要となるなど、回答までの期間をやむを得ず延長せざるを得ない場合もある。そのため、受注者はその協議すべき事実が判明次第、出来るだけ早い段階で協議を行うことが重要である。
- 受注者は、指示書・協議書等の書面による回答を得てから施工する。

(補足)「監督員と協議」とは、協議事項について、監督員と受注者等とが結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。(公共建築工事標準仕様書より)

3. 設計変更に関する留意事項

◆発注者の留意事項

- 契約約款第18条第2項に基づく調査を行った場合は、第3項によりその結果を取りまとめ、調査の終了後14日以内に受注者に通知する。
- 関係部局との調整後、速やかに書面による指示・協議等を行う。
- 当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更の「協議」にあたる。
- 当該事業(工事)における設計変更の必要性を明確にする。
(規格の妥当性、変更対応の妥当性を明確にする。)
- 変更見込金額が契約金額の20%を超える工事は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものを除き、原則として、別途の契約とするものとする。
- 設計変更に伴う契約変更の手続は、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。ただし、設計変更事務取扱要領の第6条第1項に該当する設計変更は、工期の末までに行うことができるものとする。
- 部分払を行う場合にあっては、それまでに生じた(部分払対象範囲の)設計変更について、部分払いを行う以前に変更契約を締結しなければならない。
- 部分引渡しを行う場合にあっては、それまでに生じた(部分引渡し対象範囲の)設計変更(部分引渡し期日における変更を含む。)について、部分引渡しを行う以前に変更契約を締結しなければならない。
- 一つの工事現場において、複数の契約に基づく工事が実施される場合には、一工事の設計変更を行う際には、関連するその他の工事の設計変更についても検討する。

4. 設計変更が不可能なケース

◆ 下記の場合においては、原則として**設計変更には該当しない**。
(契約約款第27条(臨機の措置)による対応の場合はこの限りではない。)

- 設計図書に定めのない事項において、発注者と「協議」を行わない又は発注者からの「指示」等の通知がない状況で、**受注者が独自に判断して施工を実施した場合**
- 契約約款第18条～25条、公共建築工事標準仕様書1.1.8～1.1.10に定められている**所定の手続を経ていない場合**
- 公共建築工事標準仕様書の各章に規定されている**監督員の承諾、指示、協議等(書面によることを原則とする。)**を踏まえないで施工を実施した場合

5. 設計変更が可能なケース

◆工事請負契約約款第18条(条件変更等)に該当

受注者は、以下の事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 設計図書の内容が一致しないこと(第18条第1項第1号)、誤びゅう又は脱漏があること(第18条第1項第2号)

例) 工事施工上必要な材料名について、図面ごとに一致しない場合
建築、電気設備及び機械設備の各分野の設計内容が互いに整合していない場合

- 設計図書の表示が明確でないこと(第18条第1項第3号)

例) 図面の記載内容が読み取れない場合

- 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと(第18条第1項第4号)

例) 設計図書に明示された想定支持地盤と実際の工事現場が大きく異なる事実が判明した場合
施工中に設計図書に示されていないアスベスト含有建材を発見し、調査および撤去が必要となった場合
設計図書に明示された配管・配線等と実際の工事現場における配管・配線等が大きく異なる事実が判明した場合

- 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合(第18条第1項第5号)

例) 施工中に地中障害物を発見し、撤去が必要となった場合
施工中に埋蔵文化財を発見し、調査が必要となった場合

5. 設計変更が可能なケース

◆工事請負契約約款第19条(設計図書の変更)に該当

- 発注者が必要があると認め、設計図書を変更しようとする場合

補足)発注者は予定している追加工事がある場合には、その内容を予め設計図書で示すのが望ましい。

◆工事請負契約約款第20条(工事の中止)に該当

- 受注者の責めに帰すことができない自然的又は人為的事象により、受注者が工事を施工出来ないと認められる場合は、発注者は工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。また、その場合必要があると認められるときは、工期を延長し、受注者が一時中止に伴う増加費用を必要としたときはその費用を負担しなければならない。

※ 詳細については『7.工事中止の場合の手続』を参照
なお、第20条にかかわらず、受注者は第22条(受注者の請求による工期の延長)にもとづく工期の延長変更を請求することができる。また、天災等の不可抗力により、引渡前に工事目的物や仮設物その他に損害が生じたときの手続は、第30条(不可抗力による損害)その他も参照する。

6. 設計変更事務取扱要領

◆設計変更事務取扱要領による変更理由

■ 設計変更のできる範囲(第3条)

1 設計変更のできる範囲は、次に掲げる理由により、やむを得ず元設計を変更する必要がある場合とする。

(1)発注後に発生した外的条件によるもの

ア 自然現象その他不可抗力による場合

イ 他事業に関連する場合

ウ 施工条件等に関連する場合

エ 地元調整等の処理による場合で、円滑な事業実施上やむを得ず、かつ、合理的なものに限る。

オ 施設管理者又は関係機関との調整による場合で、事業実施上やむを得ず、かつ、合理的なものに限る。

(2)発注時において確認困難な要因に基づくもの

ア 推定岩盤線の確認に基づく場合

イ 地盤支持力又は土質の確認に基づく場合

ウ 地下埋設物位置の確認に基づく場合

エ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律等に基づく場合

オ 諸経費調整に基づく場合

カ 測量・地質調査時等に判明が不可能な場合

キ 設計図書の内容の不一致、誤びゅう、脱漏又は不明確な表示による場合

ク 設計図書の施工条件と工事現場の不一致その他確認困難な要因による場合

(3)予算処置に基づくもの

(4)認可条件等の処理に伴うもの

6. 設計変更事務取扱要領

◆設計変更事務取扱要領による契約変更の範囲

■ 設計変更による契約変更の範囲(第4条)

- 1 設計変更により契約変更のできる範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
 - (1) 設計変更による増加額が当初契約金額の20%以内(別件発注するのが妥当な場合は除く。)の場合。ただし、増加額が20%を超える場合であっても、現在施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なときは、契約変更をすることができるものとする。
 - (2) 設計変更により現契約金額を減額する場合
- 2 前項第1号の場合において、20%以内かどうかは、契約変更が2回、3回と重なることがあっても、当初契約金額を基準に判断するものとする。
- 3 議会の議決を経た案件(以下「議決案件」という。)に係る設計変更については、第1項第1号及び前項中「当初契約金額」とあるのは、「直前の議決に係る議決金額」とする。
- 4 諸経費の調整による設計変更のみの場合は、当該調整後の契約金額をもって「当初契約金額」と読み替える。

6. 設計変更事務取扱要領

◆設計変更の手続

■ 設計変更の手続(第5条)

- 1 監督員は、設計変更をしようとするときは、その必要が生じた都度、事前に当該変更の内容を掌握し、予算の範囲内で処理できることを確認した上で、設計変更協議書(別記様式)により、別表第1又は別表第2に定めるところにより決定及び合議を受け、契約者と協議しなければならない。この場合において、変更金額については、概算金額とすることができる。
(別表第1及び別表第2は設計変更事務取扱要領参照)
- 2 監督員は、次の各号のいずれかに該当する変更は、前項の規定による設計変更の協議を行う前に、工事打合簿又は指示書(建築工事に限る。)により契約者に工事の変更を指示し、当該変更に係る工事施工後に設計変更の協議をすることができる。
 - (1) 現場の取り合い等により、工事施工前に数量が定まらないもの
 - (2) 防災、安全管理等のため、緊急施工が必要なもの
 - (3) 契約者の責めによらない事由により、協議を待つことができない設計変更であって、第三者への影響があるもの

6. 設計変更事務取扱要領

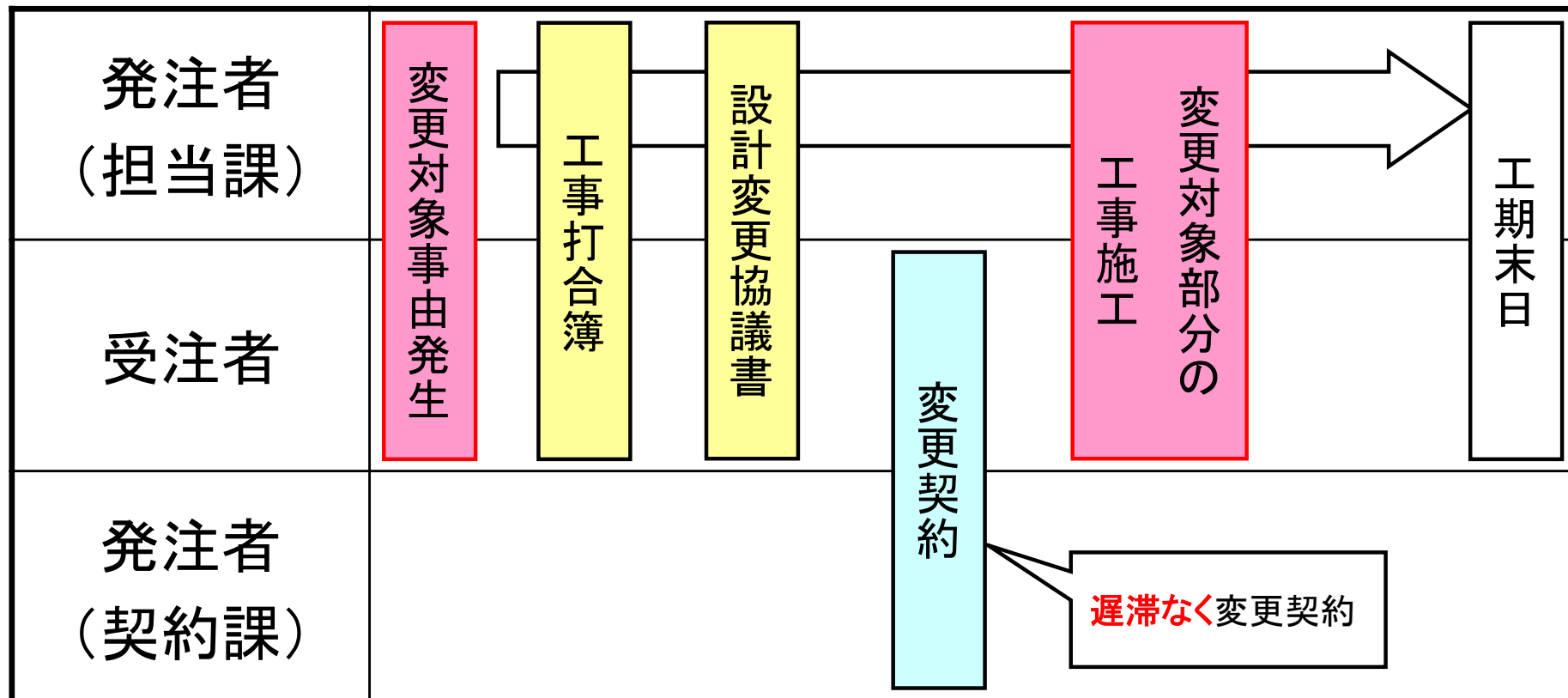
◆ 契約変更の手続

■ 契約変更の手続(第6条)

- 1 設計変更に伴う契約変更の手続は、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。ただし、前条第2項各号のいずれかを満たす変更又は次の各号の全てに該当する変更は、工期の末までに行うことができるものとする。
 - (1) 工種(土木工事にあつては、レベル2)の追加を伴わないもの
 - (2) 現契約金額からの増額又は減額の累積概算金額のいずれかが現契約金額の20%以内かつ1,500万円以下のもの
- 2 前項の規定にかかわらず、契約期間中に部分払を行う場合にあつては、それまでに生じた設計変更について、部分払を行う以前に変更契約を締結しなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、契約期間中に部分引渡しを行う場合にあつては、それまでに生じた設計変更(部分引渡し期日における変更を含む。)について、部分引渡しを行う以前に変更契約を締結しなければならない。
- 4 前3項の規定にかかわらず、契約期間を変更する必要が生じた場合は、その都度、遅滞なく変更契約を締結しなければならない。
- 5 前4項の規定にかかわらず、議決案件は、当該契約変更に係る増減額、工期等を考慮し進めるものとする。この場合にあつては、必要に応じて関係各課の協議を行うものとする。

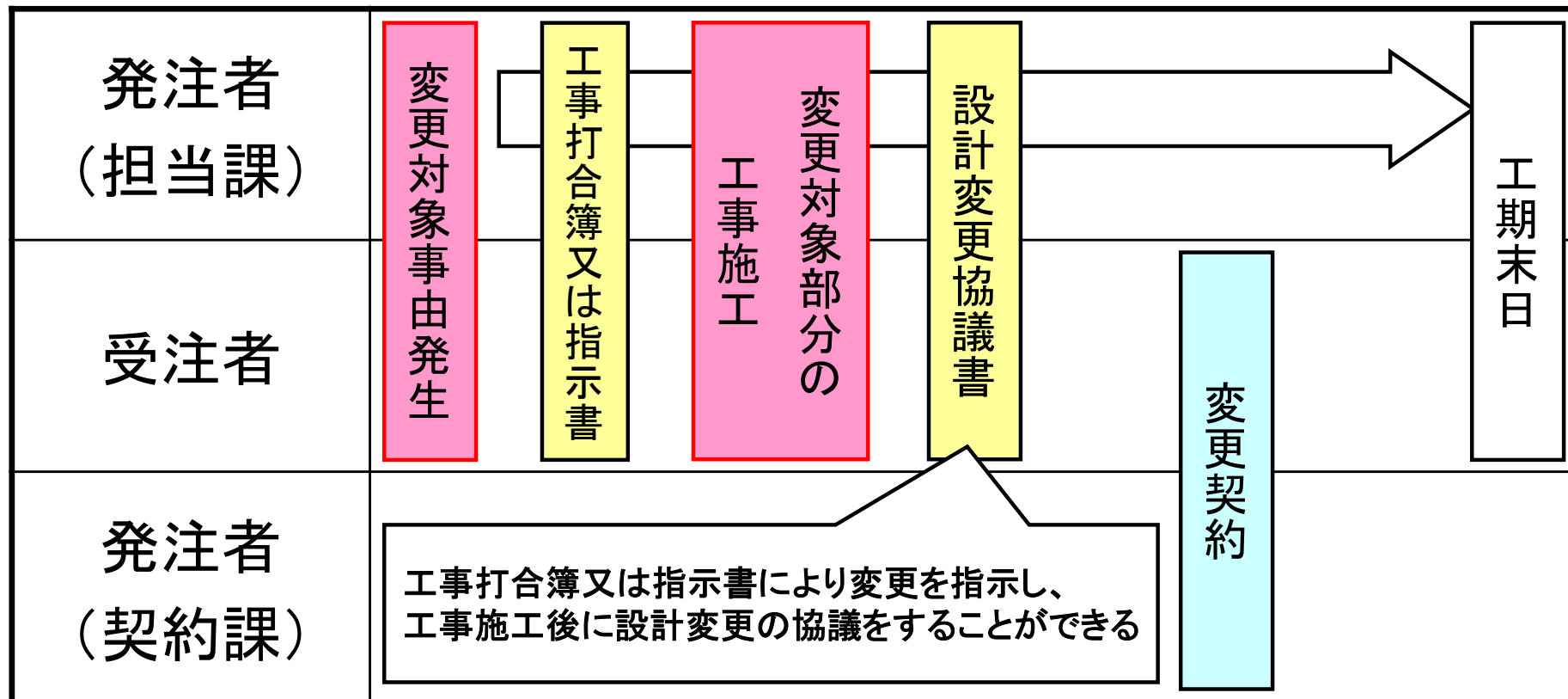
具体的な手続(1)

一般的な手続の場合



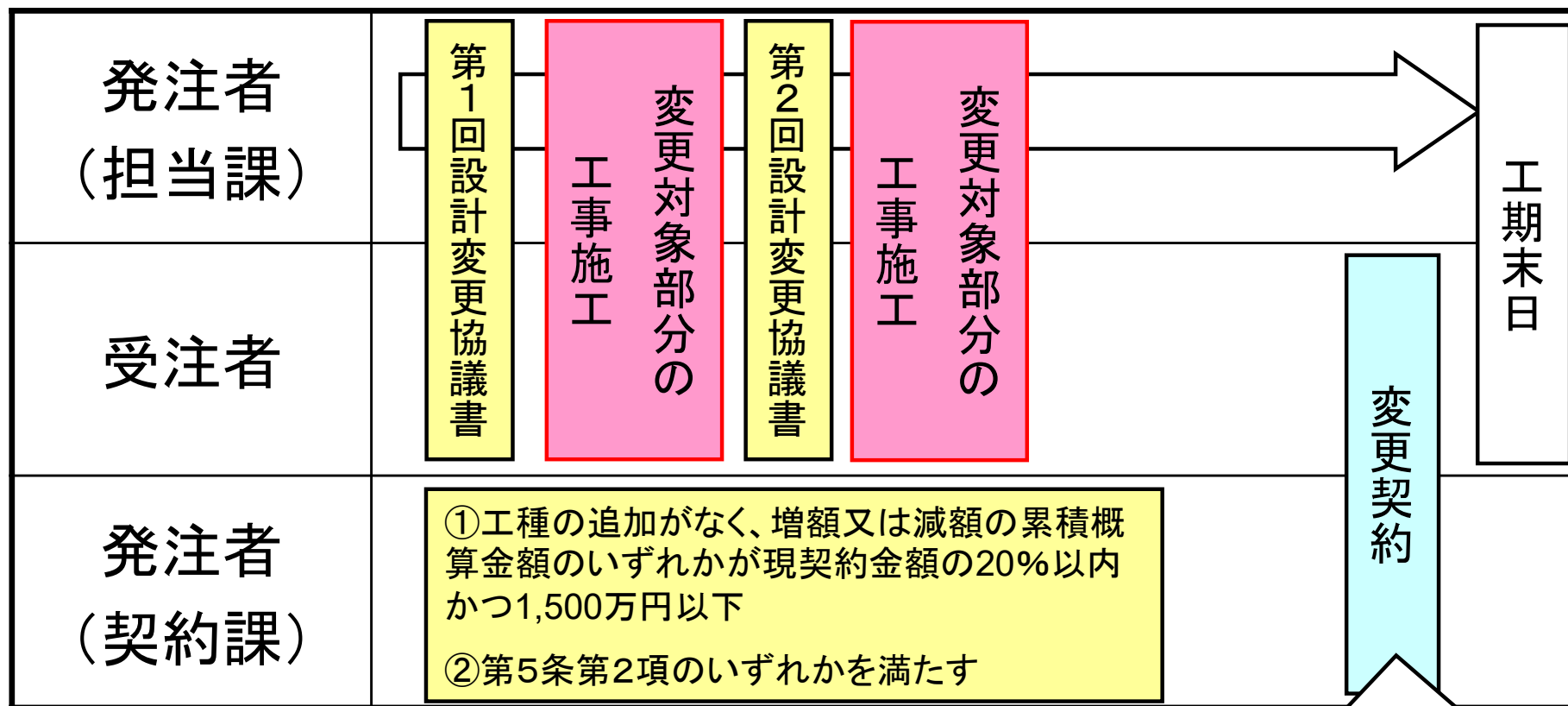
具体的な手続(2)

設計変更協議を行う前に施工をする場合（要領第5条第2項）



具体的な手続(3)

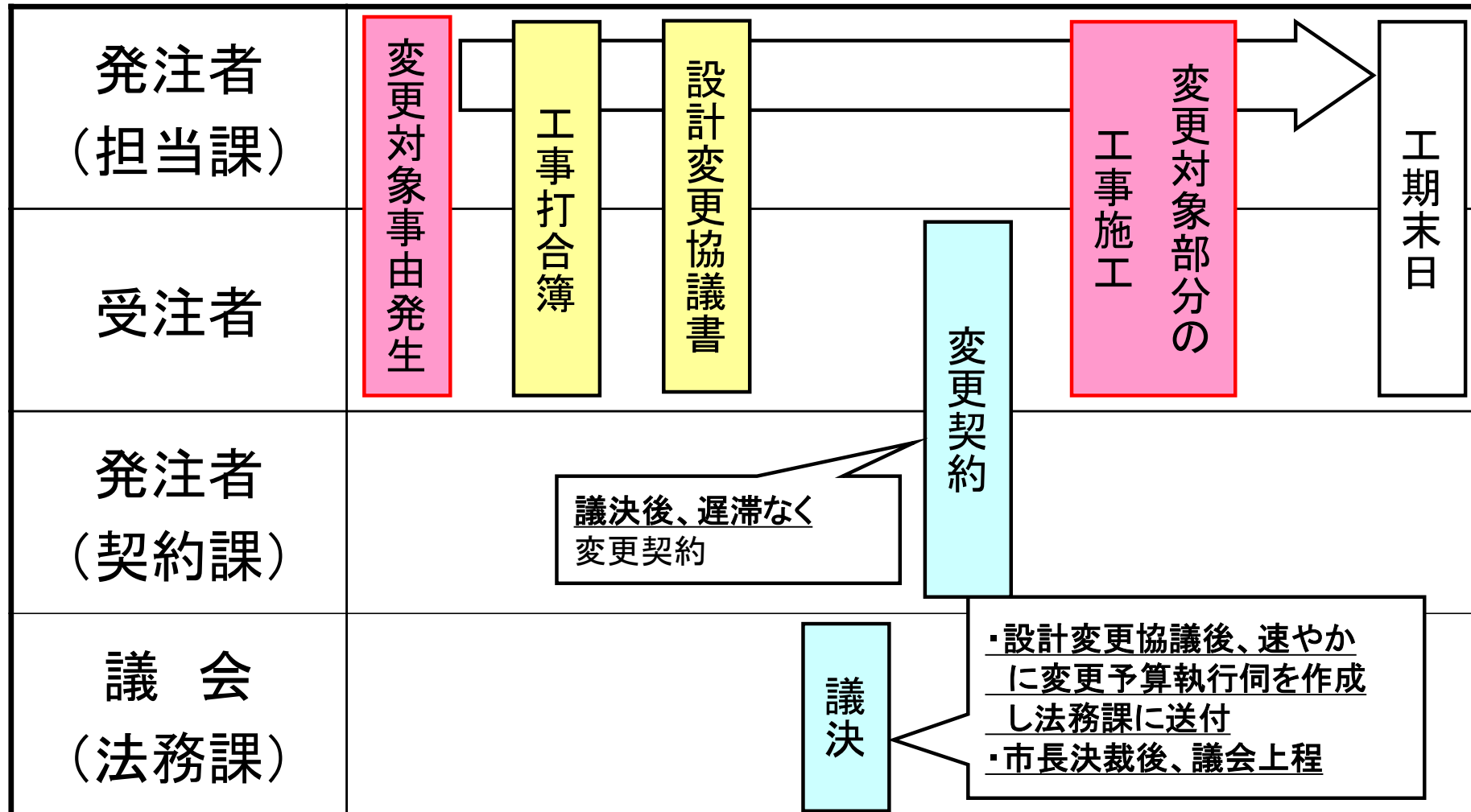
工期末までに変更契約する場合（要領第6条第1項）



工期末までに変更契約できる

具体的な手続(4)

議会案件における手続の場合



設計変更協議書 記載(例)

設計変更協議書 (1回)

請負者との協議日

総括監督員
又は
主任監督員

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

協議時点の契約期間

再資源化等をするための
施設の名称及び所在地等
の変更の有無を確認

工事名	○○○○工事					
工事場所	豊田市 ○○町 地内					
契約者	○○○○ (株)					
当初契約金額 (A)	金 10,000,000 円	現契約期間	令和○年○月○日 令和△年△月△日			
監督員	Ⓜ		現場代理人	○○ ○○ Ⓜ		
設計変更事務取扱要領の該当項目 (第3条関係) ※条文は裏面参照		<input type="checkbox"/> (1) <input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ <input type="checkbox"/> エ <input type="checkbox"/> オ	<input checked="" type="checkbox"/> (2) <input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ <input type="checkbox"/> エ <input type="checkbox"/> オ <input type="checkbox"/> カ <input type="checkbox"/> キ <input type="checkbox"/> ク	<input type="checkbox"/> (3) <input type="checkbox"/> (4)		
設計変更事務取扱要領	変更金額(概算)		累計変更金額(概算)(B)		当初契約金額に対する比率(B/A)	
第4条関係	増額分	減額分	増額分	減額分	増額分	減額分
前回						
今回	200千円		200千円		2.00%	
増減合計(今回)	200千円		200千円		2.00%	
建設リサイクル法第13条及び省令に基づく特記事項の変更						<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
協議事項						
(1)変更概要 (必要に応じて設計書、図面等を添付) ・平板載荷試験 1箇所						
(2)変更金額(概算) ※構造、工法、位置、断面等の変更の場合は足引きした結果の金額を記入する。 ・約20万円の増額						
(3)変更理由 ※増加額が当初契約金額の20%を超えるものについては、分離して施工することが著しく困難な理由も記入する。 ・当初、支持地盤の確認は目視で行い、重力式擁壁を施工する予定であった。掘削したところ、想定した支持地盤が確認できないため、擁壁タイプの再検討が必要となった。このため、重力式擁壁の施工を一時中止し、平板載荷試験を新規計上する。						

7. 工事中止の場合の手続き

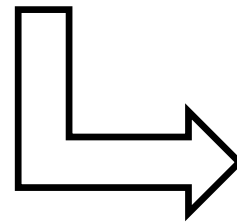
(契約約款第20条)〈設計変更可能なケース〉

受注者の責に帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められる場合の手続

受注者

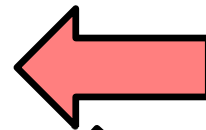
発注者

地元調整や予期しない現場条件等のため、受注者が工事を施工することができない



「契約約款第20条(工事中止)第1項」により、発注者は工事の全部又は一部の施工を原則として一時中止しなければならない

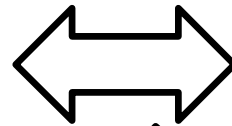
受注者は、基本計画書を作成し、発注者の承諾を得る



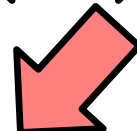
発注者より、一時中止の指示(契約上、一時中止をかけることは発注者の義務)



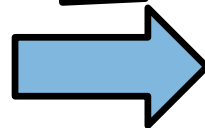
不承諾の場合は、基本計画書を修正し、再度承諾を得る



発注者は、現場管理上、最低限必要な施設・人数等を吟味し、基本計画書を承諾



基本計画書に基づいた施工の実施



承諾した基本計画書に基づき、施工監督及び設計変更を実施

◆例＜設計変更が可能なケース＞

- ①受注者の責めによらない理由により工事着工できず、適正な工事期間が確保できない場合
- ②受注者の責めによらない何らかのトラブル(地元調整及び施設管理者協議等)が生じた場合
- ③予見できない事態(地中障害物の発見等)が発生した場合
- ④設計図書と実際の施工条件の相違が発見されたため、施工を続けることが困難な場合
- ⑤埋蔵文化財の発掘又は調査、その他の事由により工事を施工できない場合

8. 受注者からの請求による工期の延長

(契約約款第22条)〈設計変更可能なケース〉

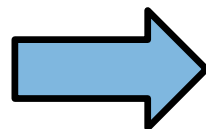
受注者は、天候の不良、関連工事の調整協力、その他受注者の責めに帰することができない事由により工期内に工事を完成することができない場合は、発注者へその理由を明示した書面により工期延長変更を請求することができる。

受注者

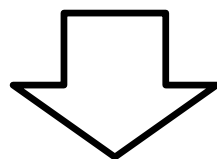
発注者

協議

「契約約款第22条(受注者の請求による工期延期)第1項」に基づき、その理由を明示した書面により発注者に通知する。



発注者は、第2項に基づき、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。契約金額についても必要と認められるときは変更を行う。



発注者及び受注者は第24条、第25条に基づき、「協議」により工期及び契約金額を定める

- 例
- ア. 天候不良の日が例年に比べ多いと判断でき、工期の延長が生じた場合
 - イ. 設計図書に明示された関連工事との調整に変更があり、工期の延長が生じた場合
 - ウ. その他請負者の責めに帰することができない事由により工期の延長が生じた場合

9. 発注者からの請求による工期の短縮

(契約約款第23条)〈設計変更可能なケース〉

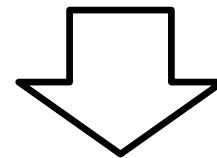
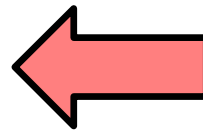
発注者は、特別な理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に書面にて請求することができる。

受注者

発注者

受注者は発注者からの請求に基づき、工期短縮を図るための施工計画を発注者に提出し、承諾を得る。

協議

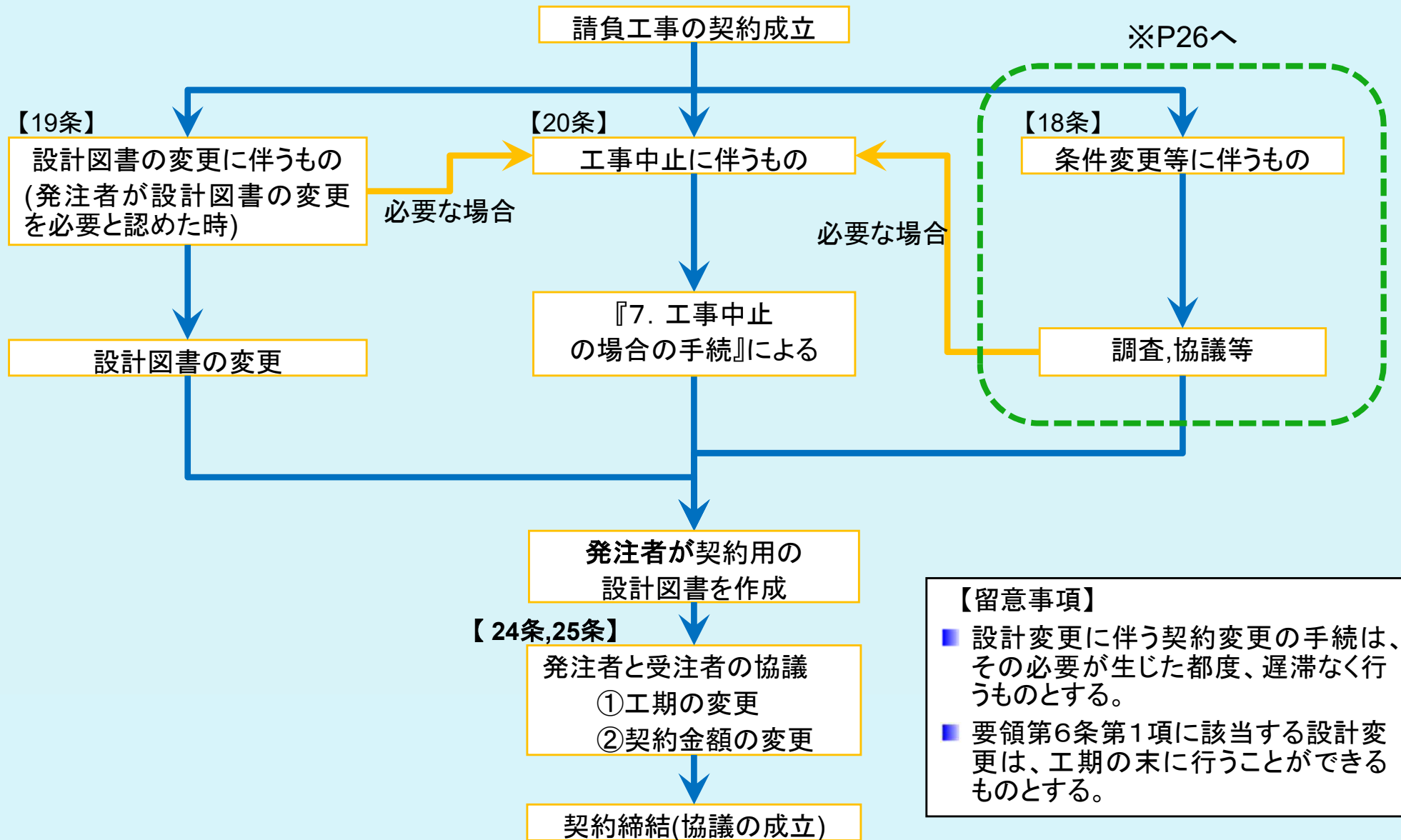


発注者は、「契約約款第23条(発注者の請求による工期の短縮)第1項」に基づき、特別な理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を書面により受注者に請求

発注者及び受注者は第24条、第25条に基づき、「協議」により工期及び契約金額を定める。

- 例 ア. 関連工事等の影響により、工期短縮が必要な場合
- イ. その他の事由(地元調整、関連機関調整など)により工期の短縮が必要な場合

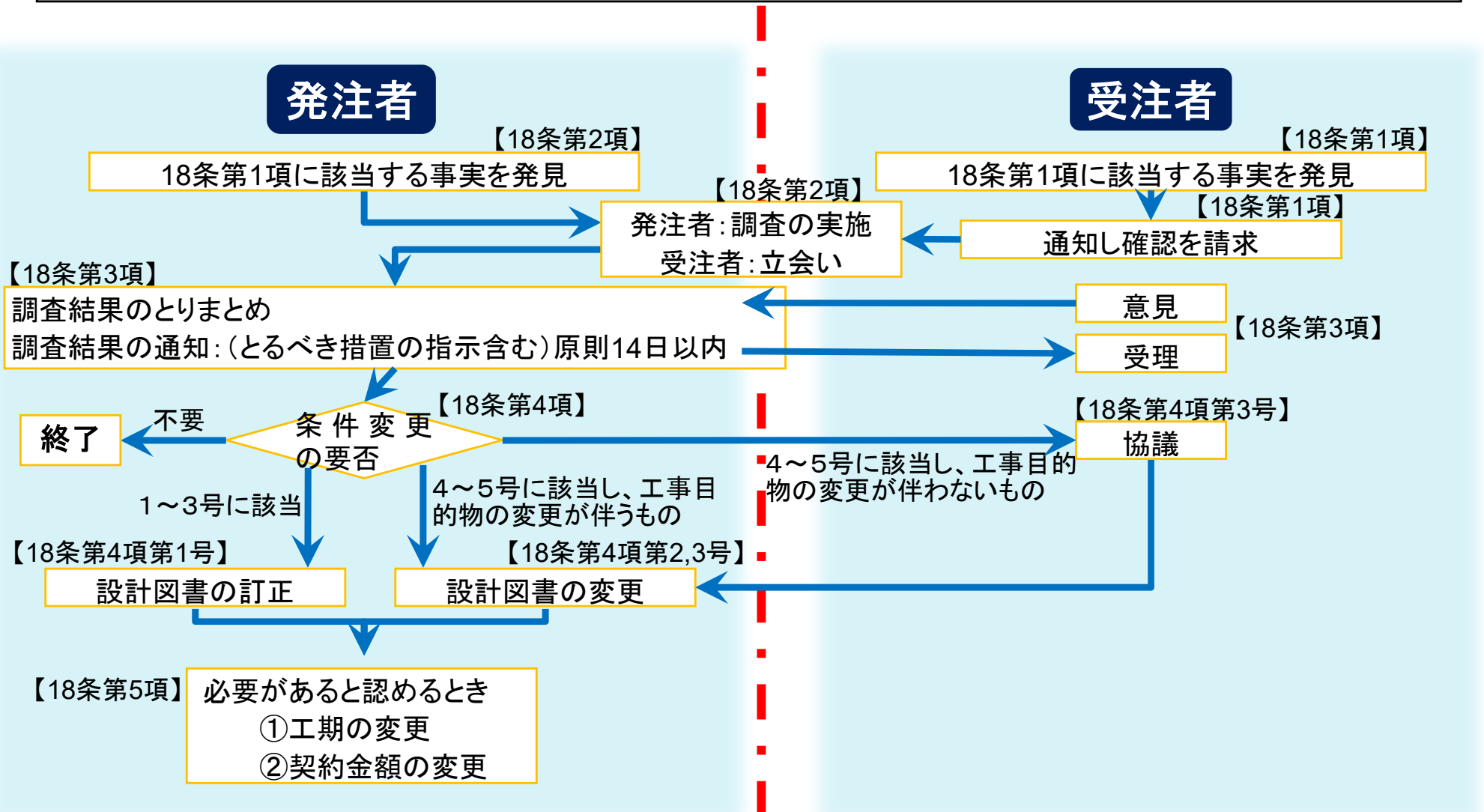
10. 設計変更手続フロー(全体)



11. 条件変更手続フロー(18条関係)

【18条第1項】

- (1) 設計図書の内容が一致しないこと(設計図書の優先順位が定められている場合を除く。)
- (2) 設計図書に誤びゅう又は脱漏があること
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと



◆設計図書の訂正又は変更

契約約款では設計図書の訂正又は変更は発注者が行うこととしている。

(条件変更等)

※工事請負契約約款の抜粋※

第18条

4 前項の調査の結果において第1項各号に掲げるいずれかの事実が確認された場合において、必要があると認めるときは、次に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの → 発注者が行う。
- (2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの → 発注者が行う。
- (3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの
→ 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

※発注者と受注者それぞれの詳細な対応方法は、「11. 条件変更手続きフロー」を参照

12. 関連事項

◆ 仮設・施工方法等の「指定」・「任意」について

■ 「自主施工の原則」

仮設・施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、その責任の所在を明らかにする必要から、原則として受注者が定めるものとされている(契約約款第1条第3項を参照)。これは「**自主施工の原則**」とも言われている。

■ 「指定」

工事目的物を施工するための施工条件として仮設・施工方法等を発注者が予め決定する必要がある場合に、**設計図書に条件として明示した仮設・施工方法等は「指定」と言う。**

■ 「任意」

工事目的物を施工するための仮設・施工方法等は、「自主施工の原則」により、受注者の責任で実施しなければならない。**「指定」以外は、「任意」と言う。**

【「指定」・「任意」の考え方】

	設計図書における明示	仮設・施工方法等の変更	仮設・施工方法等の変更がある場合の設計変更	設計図書に示された施工条件の変更に伴う設計変更
「指定」	仮設・施工方法等について具体的に明示	変更するには発注者の指示が必要	設計変更の対象となる	設計変更の対象となる
「任意」	仮設・施工方法等について明示しない(※1)	変更にあたって発注者の指示は必要ない(施工計画書等の修正は必要)	設計変更の対象とならない	設計変更の対象となる

※1 応札者に対する参考として、発注者が積算で想定した仮設・施工方法等を「参考図」として示すことがある。参考図で示した内容は「任意」であり、実際の施工においては、受注者を拘束するものではない。ただし、参考図等で示した内容と施工内容が大幅に異なる場合は協議の対象となる場合がある。

Ⅲ.工事一時中止ガイドライン

1. 工事一時中止ガイドラインの運用
2. 工事の一時中止に係る基本フロー
3. 発注者の中止指示義務
4. 工事の中止[契約約款の規定]
5. 工事を中止すべき場合
6. 中止の指示・通知
7. 基本計画書の作成
8. 請負代金額又は工期の変更、増加費用の負担
9. 増加費用の考え方
 - (1) 本工事施工中に中止した場合
 - 増加費用の範囲
 - 増加費用の算定
 - 増加費用の積算
 - (2) 契約後準備着手前に中止した場合
 - (3) 準備期間に中止した場合

1. 工事一時中止ガイドラインの運用

◆工事の現状及び課題

- 一部の工事では、当初契約締結時に予測できない人為的事象や天災等の発生に伴う**工事現場の状態の変化等**により、工事の継続が困難な状況に陥る場合がある。

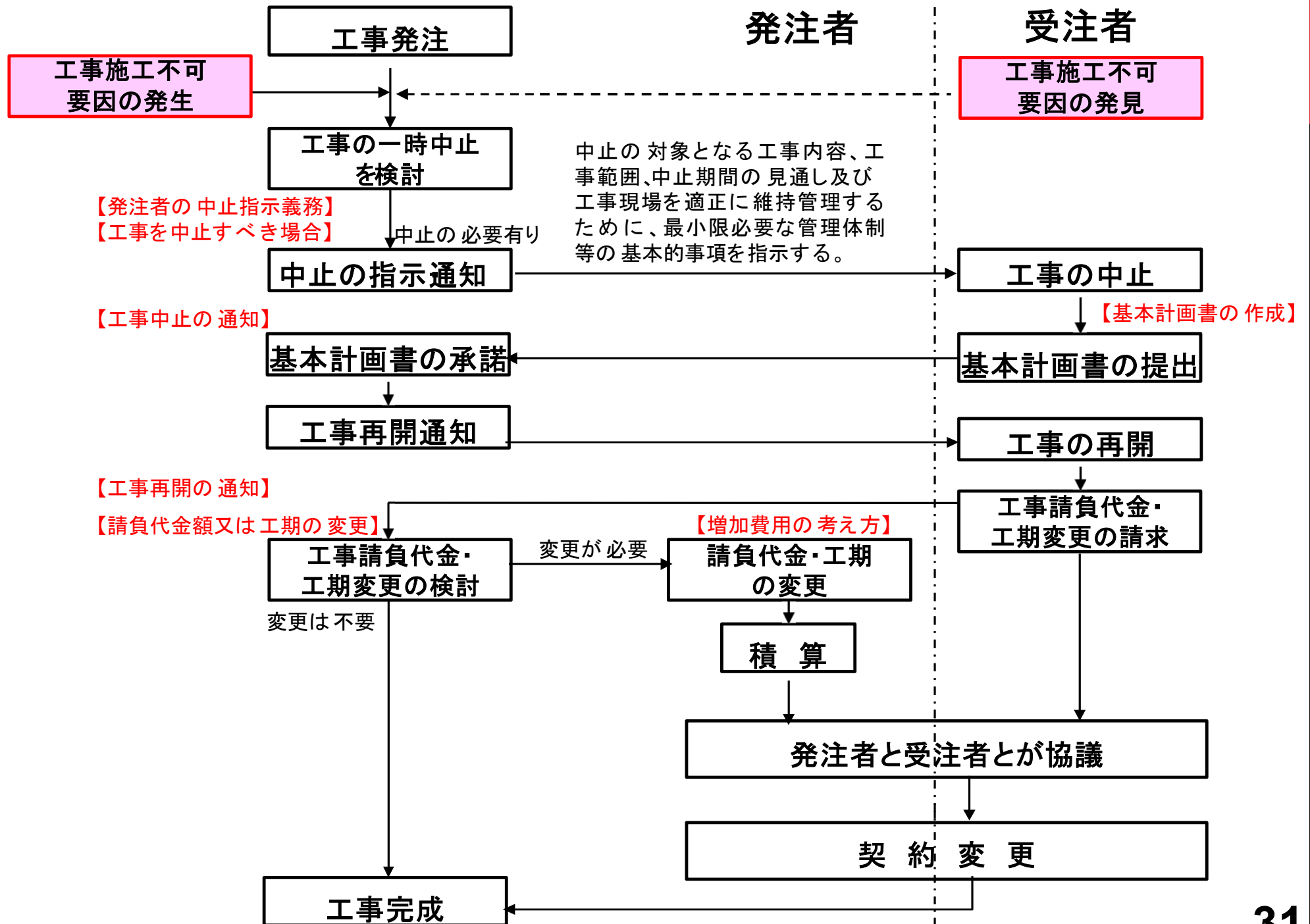
そうした場合、**工事現場の維持等に要する費用の適切な計上**が必要である。

◆工事一時中止のガイドラインの策定

- 発注者は契約約款第20条の規定に基づき、**受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害が生じ若しくは工事現場の状態が変動したことにより、施工ができなくなった工事**については、**工事の全部又は一部の施工を一時中止**させなければならない。

主に発注者事由による工事一時中止について、適正な対応を行うためのガイドラインを策定する。

2. 工事の一時中止に係る基本フロー



3. 発注者の中止指示義務

- ◆ 受注者の責めに帰すことができない事由により工事を施工できないと認められる場合には、発注者が工事の全部又は一部の中止を通知しなければならない。

※以降の一時中止に係る事項については、全部又は一部中止とも同様の考えとする。【契約約款第20条第1項】

◇ 受注者の帰責事由によらずに工事の施工ができないと認められる場合。

◇ 受注者は、工事を施工する意志があっても施工することができず、工事が中止状態となる。

◇ このような場合に発注者が工事を中止させなければ、中止に伴い必要とされる工期又は請負代金額の変更は行われず、負担を受注者が負うこととなる。

◇ 発注者は、工事の中止を受注者に通知し、工期又は請負代金額等を適正に確保する。

- ◇ **契約約款第16条**に規定する発注者の工事用地等確保の義務、**第18条**に規定する施工条件の変化等における手続と関連する。
- ◇ このことから、発注者及び受注者の十分な理解のもとに適切に運営される必要がある。

注)1 工事の一時中止期間における、主任技術者及び監理技術者の取り扱いについては次のとおり。

- ・工事を全面的に一時中止している期間は、専任を要しない期間である。

【監理技術者制度運用マニュアル：国土交通省総合政策局】

4. 工事の中止【契約約款の規定】

- ◆ 受注者の責めに帰すことができない事由により工事を施工できないと認められる場合
 - ① 工事用地等の確保ができない等のため受注者が工事を施工できないと認められるとき
 - ② 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため受注者が工事を施工できないと認められるとき

の2つが規定されている。 【契約約款第20条第1項】

※「工事を施工できないと認められる場合」とは、客観的に認められる場合を意味し、発注者又は受注者の主観的判断によって決まるものではない。

- ◆ 上記の2つの規定以外にも、発注者が必要があると認めるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。 【契約約款第20条第2項】

5. 工事を中止すべき場合

① 工事用地等の確保ができない等のため工事を施工できない場合（例示）

- 設計図書と実際の **施工条件の相違** 又は **設計図書の不備** が発見されたため（**契約約款第18条**）**施工を続けることが不可能な場合等**。
- 設計変更等により計画通知手続きが必要になり、工事の施工を止める必要がある場合。
- **同一現場内に建築、電気設備、機械設備等複数の工事があり、一部の工事の契約が成立せず、他の契約済みの工事の施工ができない場合**。
- **同一現場内に建築、電気設備、機械設備等複数の工事があり、一部の工事で大幅な施工の遅延が生じ、他の契約済みの工事の施工ができない場合**。
- **同一現場内に建築、電気設備、機械設備等複数の工事があり、一部の受注者に倒産等の施工できない状況が発生し、他の契約済みの工事の施工ができない場合**。

② 自然的又は人為的な事象のため工事を施工できない場合（例示）

- **地中障害物・埋設物等の調査及び処理**を行う場合。
- **埋蔵文化財の調査又は発掘**を行う場合。
- **天災等により地形等に物理的な変動**があった場合。
- **妨害活動を行う者による工事現場の占拠及び著しい威嚇行為**があった場合。

6. 中止の指示・通知

◆発注者は、工事を中止するにあたっては、中止対象となる工事の内容、工事範囲、中止期間の見通し等の中止内容を受注者に通知しなければならない。【契約約款第20条第1, 2項】

また、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示することとする。

発注者の中止権等

◇発注者は、「必要があると認める」ときは、任意に工事を中止させることができる

※「必要があると認める」か否か、中止すべき工事の範囲、中止期間については発注者の判断

◇発注者が工事を中止させることができるのは工事の完成前に限られる

◇受注者は、受注者の責めに帰すことができない工事施工不可要因を発見した場合は、工事の中止について発注者と協議することができる。

工事の中止期間

◇受注者は、中止期間が満了したときは、工事を再開することとなるが、通常、中止の通知時点では中止期間が確定的でないことが多い。

◇このような場合、発注者は、工事中止の原因となっている事案の解決にどのくらい時間を要するか計画を立て、工事を再開できる時期を通知する必要がある。

◇発注者は、一時中止している工事について、施工可能と認められたときに工事の再開を指示しなければならない。

◇このことから、中止期間は、一時中止を指示したときから一時中止の事象が終了し、受注者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になったときまでとなる。

7. 基本計画書の作成

◆工事期間中における工事現場の管理は受注者が行うことになっており、発注者は工事を中止する場合において、**受注者に中止期間中の工事現場の管理に関する計画の作成を指示する。**

- ◇受注者は工事期間中の工事現場の管理を善良な管理者の注意をもって行う。（「善良な管理者の注意」とは、「職業や専門家としての能力、社会的地位などから、通常期待される注意義務のこと」をいう。）
- ◇受注者は、基本計画書において管理責任に係る旨を明らかにする。
- ◇実際に工事着手する前の事前調査や施工計画作成中であっても、現場の管理は必要であることから基本計画書の提出を受け、承諾を行うこととする。

基本計画書の記載内容(例)

- ◇基本計画書作成の目的
- ◇中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること
- ◇中止に伴う受注者側の工事現場の体制の縮小と再開に関すること
- ◇工事現場の維持・管理に関する基本的事項
- ◇工事再開に向けた方策
- ◇工事一時中止に伴う増加費用※及び算定根拠
- ◇基本計画書に変更が生じた場合の手続き

※工事一時中止の指示時点で想定している中止期間における概算額を記入する。一部一時中止の場合は、概算金額の記入は省略できる。

8. 請負代金額又は工期の変更、増加費用の負担

- ◆発注者は、工事の施工を中止させた場合において、「必要があると認められるとき」は、請負代金額又は工期を変更し、一時中止に伴う増加費用を負担しなければならない。

関連事項【契約約款第20条第3項】

- ◇「必要があると認められるとき」とは、客観的に認められる場合を意味する。
- ◇中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等 例外的な場合を除き、請負代金額及び工期の変更を行う。



請負代金額の変更

- ◇一時中止に伴い設計図書の変更を行った場合の材料、直接労務費及び直接経費の係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理する。

増加費用の負担

- ◇増加費用
 - 暴風雨の場合など契約の基礎条件の事情変更により生じたもの。
- ◇損害の負担
 - 発注者に過失がある場合に生じたもの。
 - 事情変更により生じたもの。
- ※増加費用と損害は区別しないものとする。

工期の変更

- ◇工期の変更期間は、原則、工事を中止した期間が妥当である。
- ◇地震、災害等の場合は、後片付け期間や復興期間に長期を要する場合もある。
- ◇このことから、後片付け期間や復興に要した期間を含めて工期延期することも可能である。

9. 増加費用の考え方

(1) 本工事施工中に中止した場合

■ 増加費用の範囲

- ◆ 増加費用は、発注者が工事の一時中止（一部一時中止により工期延期となった場合を含む）を指示し、それに伴う増加費用について受注者から請求があった場合に適用する。
- ◆ 増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用及び受注者の本支店における必要な費用とする。

工事現場の維持に要する費用

- ◆ 中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員を保持するために必要とされる費用等。
(※)

工事体制の縮小に要する費用

- ◆ 中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者、技術職員の配置転換に要する費用等。

工事の再開準備に要する費用

- ◆ 工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等。

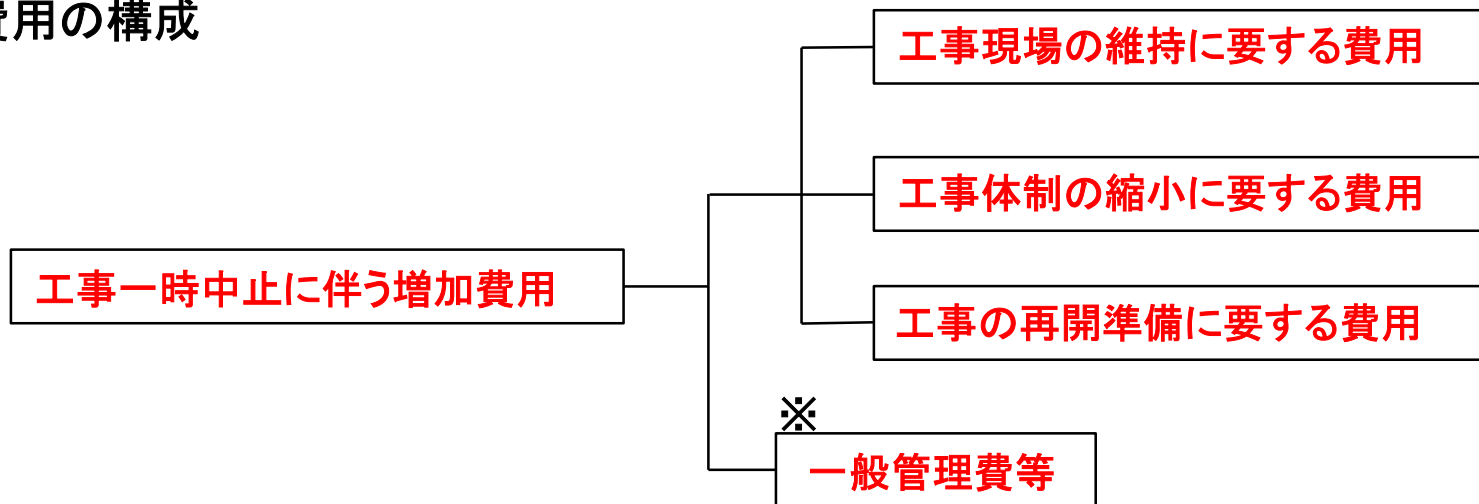
※ 工事を中止したために必要となる材料・設備機器等の倉庫保管料及び入出庫手数料を含む。

9. 増加費用の考え方

■ 増加費用の算定

- ◆ **増加費用の算定**は、受注者が基本計画書に従って実施した結果、**必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書**に基づき、**費用の必要性・数量**など発注者と受注者で協議して行う。
- ◆ 増加費用の各構成費目は、原則として、中止期間中に要した費目の内容について積算する。

増加費用の構成



※ 一時中止に伴う本支店における増加費用を含む

※「工事の一時中止に伴う増加費用の積算について(令和5年5月)」を参考

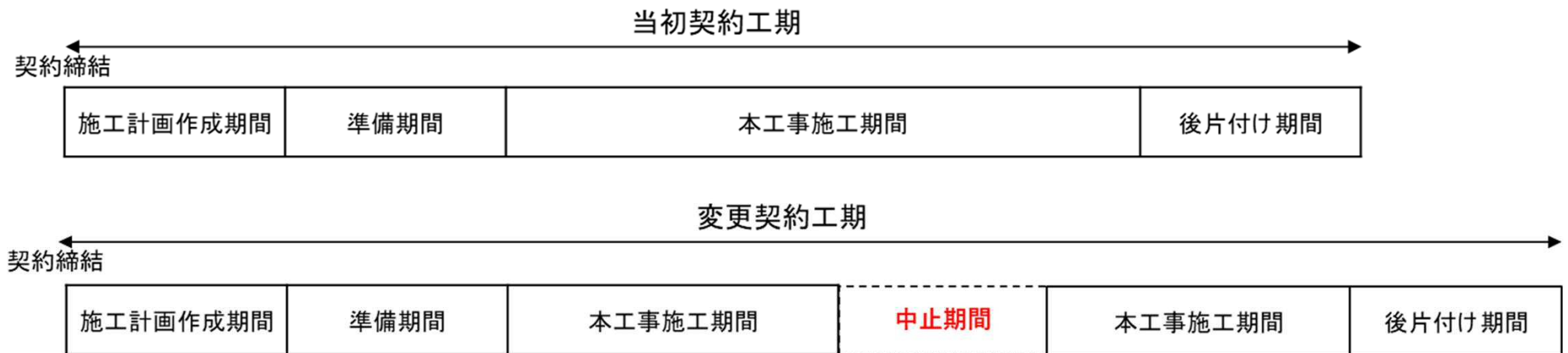
9. 増加費用の考え方

■ 増加費用の積算

◆ **増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象^{注)}に受注者から増加費用に係る見積を求め、発注者と受注者とが協議を行い算定する。**

※見積を求める場合、中止期間全体にかかる見積(例えば中止期間4ヶ月の場合、4ヶ月分の見積)とする。

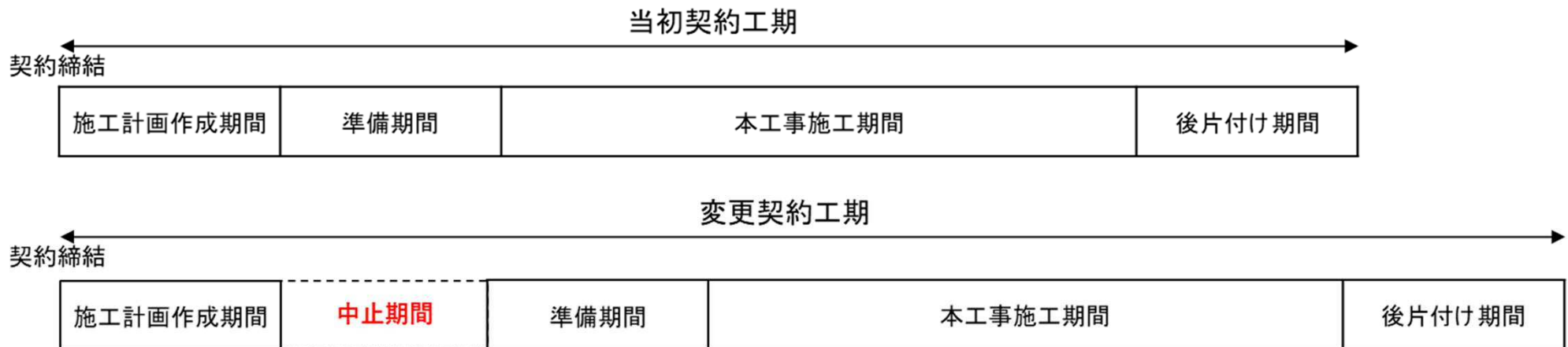
注) **増加費用の算定(請負代金額の変更)は、施工着手後を原則とし、施工着手前の増加費用に関する発注者と受注者間のトラブルを回避するため、契約図書に適切な条件明示(関係機関との協議状況など、工事着手に関する条件)を行うとともに、施工計画打合せ時に、現場事務所の設置時期などを確認し、十分な調整を行うこと。**



9. 増加費用の考え方

(2) 契約後準備着手前に中止した場合

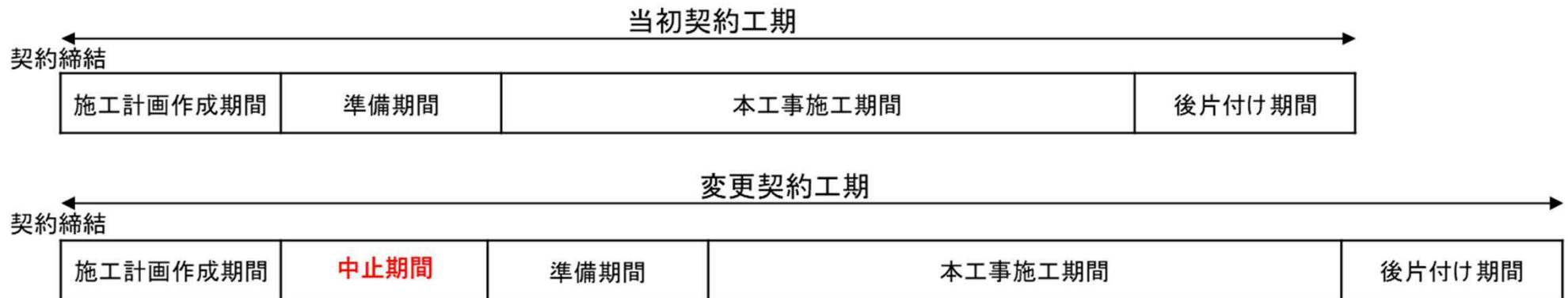
- ◆ **契約後準備着手前**とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未手配の状態で測量等の準備に着手するまでの期間をいう。
- ◆ **発注者**は、上記の期間中に、準備又は本工事の**施工に着手することが不可能と判断**した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。
 - ◇ 一時中止に伴う増加費用は計上しない。



9. 増加費用の考え方

(3) 準備期間に中止した場合

- ◆ **準備期間**とは、契約締結後で、**現場事務所を設置し、測量等の本工事施工前の準備期間**をいう。
- ◆ 発注者は、上記の期間中に、本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。



◇ 増加費用

- **増加費用の適用は、受注者から請求があった場合に適用する。**
- **増加費用は、現場事務所の維持費、土地の借地料及び現場管理費**（監理技術者もしくは主任技術者、現場代理人等の現場従業員手当）等が想定される。
- **増加費用の算定は、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量など発注者と受注者とが協議して決定する**（積算は受注者から見積を求め行う）。

IV. 関連資料

◆ 工事請負契約約款

豊田市契約課HPを参照 (<https://www.city.toyota.aichi.jp/jigyousha/keiyaku/1004269.html>)

◆ 設計変更事務取扱要領

設計変更事務取扱要領

設計変更事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、法令その他別に定めるもののほか、工事の請負契約、工事関係委託契約等の設計内容の変更及びこれに伴う契約変更の取扱いについて必要な事項を定め、もって事務の合理化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「設計変更」とは、豊田市契約規則（昭和39年規則第28号）第42条第1項及び第3項の規定による契約内容の変更により元設計を変更することをいい、本要領第5条の規定により、契約変更の手続の前に当該変更の内容をあらかじめ契約者に協議することを含むものとする。

(設計変更のできる範囲)

第3条 設計変更のできる範囲は、次に掲げる理由により、やむを得ず元設計を変更する必要がある生じた場合とする。

(1) 発注後に発生した外的条件によるもの

- ア 自然現象その他不可抗力による場合
- イ 他事業に関連する場合
- ウ 施工条件等に関連する場合
- エ 地元調整等の処理による場合で、円滑な事業実施上やむを得ず、かつ、合理的なものに限る。
- オ 施設管理者又は関係機関との調整による場合で、事業実施上やむを得ず、かつ、合理的なものに限る。

(2) 発注時において確認困難な要因に基づくもの

- ア 推定岩盤線の確認に基づく場合
- イ 地盤支持力又は土質の確認に基づく場合
- ウ 地下埋設物位置の確認に基づく場合
- エ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律等に基づく場合
- オ 諸経費調整に基づく場合
- カ 測量・地質調査時等に判明が不可能な場合
- キ 設計図書の内容の不一致、誤びゅう、脱漏又は不明確な表示による場合
- ク 設計図書の施工条件と工事現場の不一致その他確認困難な要因による場合

(3) 予算処置に基づくもの

(4) 認可条件等の処理に伴うもの

(設計変更による契約変更の範囲)

第4条 設計変更により契約変更のできる範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 設計変更による増加額が当初契約金額の20%以内（別件発注するのが妥当な場合は除く。）の場合。ただし、増加額が20%を超える場合であっても、現在施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なときは、契約変更をすることができるものとする。
- (2) 設計変更により現契約金額を減額する場合

- 2 前項第1号の場合において、20%以内かどうかは、契約変更が2回、3回と重なることがあっても、当初契約金額を基準に判断するものとする。
- 3 議会の議決を経た案件（以下「議決案件」という。）に係る設計変更については、第1項1号及び前項「当初契約金額」とあるのは、「直前の議決に係る議決金額」とする。
- 4 諸経費の調整による設計変更のみの場合は、当該調整後の契約金額をもって「当初契約金額」と読み替える。

(設計変更の手続)

第5条 監督員は、設計変更をしようとするときは、その必要が生じた都度、事前に当該変更の内容を掌握し、予算の範囲内で処理できることを確認した上で、設計変更協議書（別記様式）により、別表第1又は別表第2に定めるところにより決定及び合議を受け、契約者と協議しなければならない。この場合において、変更金額については、概算金額とすることができる。

2 監督員は、次の各号のいずれかに該当する変更は、前項の規定による設計変更の協議を行う前に、工事打合簿又は指示書（建築工事に限る。）により契約者に工事の変更を指示し、当該変更に係る工事施工後に設計変更の協議をすることができる。

- (1) 現場の取り合い等により、工事施工前に数量が定まらないもの
- (2) 防災、安全管理等のため、緊急施工が必要なもの
- (3) 契約者の責めによらない事由により、協議を待つことができない設計変更であって、第三者への影響があるもの

(契約変更の手続)

第6条 設計変更に伴う契約変更の手続は、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。ただし、前条第2項各号のいずれかを満たす変更又は次の各号の全てに該当する変更は、工期の未までに行うことができるものとする。

- (1) 工種（土木工事にあっては、レベル2）の追加を伴わないもの
 - (2) 現契約金額からの増額又は減額の累積概算金額のいずれかが現契約金額の20%以内かつ1,500万円以下のもの
- 2 前項の規定にかかわらず、契約期間中に部分払を行う場合にあっては、それまでに生じた設計変更について、部分払を行う以前に変更契約を締結しなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、契約期間中に部分引渡しを行う場合にあっては、それまでに生じた設計変更（部分引渡し期日における変更を含む。）について、部分引渡しを行う以前に変更契約を締結しなければならない。
- 4 前3項の規定にかかわらず、契約期間を変更する必要がある場合は、その都度、遅滞なく変更契約を締結しなければならない。
- 5 前4項の規定にかかわらず、議決案件は、当該契約変更に係る増減額、工期等を考慮し進めるものとする。この場合にあっては、必要に応じて関係各課の協議を行うものとする。

附 則

この要領は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成5年4月1日から施行する。

設計変更事務取扱要領

附 則

この要領は、平成 10 年 11 月 10 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

別 記

第 3 条第 1 項第 1 号イについて

「他事業」とは、他の機関、公益事業者等が実施中、又は計画中の事業をいう。

第 3 条第 1 項第 1 号ウについて

I C T 活用工事又は週休 2 日制工事の実施による設計変更を含む。

第 3 条第 1 項第 1 号工について

「地元調整等の処理」には、地域住民、公安委員会等の他の機関及び公益事業者等からの要望への対応を含む。

第 3 条第 1 項第 3 号について

予算の執行により残った経費（いわゆる執行残）及びやむを得ない理由により執行困難となった用地買収費、補償費等の経費に関し、年度末近くにおいて別に発注すべき時間的余裕がない場合において、当該予算が計上された主旨に沿って既発注工事に係る事業効果又は投資効果を促進するため増工する場合等をいう。ただし、増工が認められるのは、当該増工の内容が、原則として、既発注工事と関連のある継続事業で、かつ、工種及び工法が基本的に異なる場合に限る。